平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市山田町1191番地
債務者　内木場史師
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉2455番地
債務者　吉満　里美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉2455番地
債務者　吉満めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町２丁目７番31号、住民票上の住所宮城県岩沼市押分字須加原62番地
債務者　相澤　　洋
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第８号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町２丁目７番31号、住民票上の住所宮城県岩沼市押分字須加原62番地
債務者　相澤　　歩
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１５号
長野県茅野市宮川8470番地イの１
債務者　武居　淳也
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県岡谷市長地権現町１丁目３番47号
債務者　北原　幹生
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目31番10号
債務者　吉岡美和子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県川西市丸山台２丁目５番地の108
債務者　西上　浄子（旧姓菅野・久米）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３２号
広島県福山市春日町１丁目８番35―７号、旧住所広島県福山市日吉台１丁目14番11号
債務者　新良貴　悟
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６号
福島県田村市船引町東部台４丁目98番地　東部団地３棟９号
債務者　勝間由美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８号
高知県高岡郡佐川町乙2372番地５
債務者　豊永　邦代（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３３３号
名古屋市守山区四軒家２丁目545番地　パレス森孝３－Ｅ号
債務者　清水　雅彦
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０号
神戸市灘区大石東町４丁目８番14号　１－Ｂ
債務者　佐々木美枝
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
神戸市垂水区舞子坂３丁目14番25―302号、従前の住所神戸市灘区下河原通３丁目１番２号　スロープイースタンⅡ101
債務者　らーめん藤こと　戸田　勝己
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７号
神戸市垂水区舞子坂４丁目２番36号　ビュー舞子坂202号
債務者　渡邊　則夫（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１号
神戸市兵庫区福原町31番２―202号、従前の住所兵庫県三田市三輪２丁目10番１号
債務者　有井　弘明
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部